

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保存樹木等 市内に生育している樹木又は樹林のうち、次に掲げるものを除き規則に定める基準に該当するものをいう。

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項、第70条第1項又は第98条第2項の規定により指定された樹木又は樹林

イ 森林法（昭和26年法律第249号）第25条及び第25条の2の規定により指定された保安林に係る樹木

ウ 国又は地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体の所有又は管理に係る樹木又は樹林

(2) 指定樹木等 保存樹木等のうち、市長が指定したものをいう。

(平12条例24・一部改正)

(伐採行為の届出)

第10条 保存樹木等を伐採しようとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区における伐採については、この限りでない。